

第3回理事会報告 - 2月17日 -

・自治会活動 組織の在り方検討

基本方針：組織を現状のままで運営

<現状における良い点>

居住者間の一定程度の交流やコミュニティ醸成ができる
防災や防犯など共同生活面での秩序維持
地域連携として町内会との交流や協力

<改善や課題>

会費の有効活用のため、居住者への平等な運営につとめる
行事参加に偏りがあり、行事の内容と参加費徴収の方向を
検討する

管理組合との関係で組織間の経費を今後とも明確にする
その他の自治会組織に関する意見

- ・活動内容を縮小、最小限にして自治会を継続
 - ー予算が最小限になり、活動がほとんどとりくめず
 - 町会費集金のためだけの組織になる恐れがあるー
- ・自治会を廃止して管理組合として運営する
 - ー居住者が賃貸の方、分譲の方、非居住オーナーとあり、
 - 管理組合として自治会活動を位置づけるのは無理があるー



福島県はごみ排出量ワースト2位、
リサイクル率ワースト1位
リサイクルトップの山口県は"焼却灰"を再利用している
2020年度、福島県民1人あたりの
1日のごみ排出量は1033gで、
全国平均より15%多い・

リサイクル収集日 第1.3週火曜日



○月×日収集日でない日に

だされました

・役員業務補償（車両の借り上げ等）について

管理組合（自治会も含む）内規として以下の通り定める

- 1 理事長・会長が必要と判断した業務で個人負担が想定される費用の一部を補償する。
- 2 基準:役員等が1業務で個人の車両等を使用した場合=補償額1,000円(市内)。
- 3 1業務とは、事前に承認され1時間程度を要するものに限る。

上記3項目を全て満たした場合に出金伝票を記載し、会計より支出する

根拠 管理規約第36条（役員の実務義務） 第2項

役員は別に定めるところにより、役員としての活動に依る必要経費の支払いと報酬を受けることができる。

班長会議のお知らせ

日時 令和5年 3月19日(日) 10時~

内容 ①自治会活動と組織のあり方 ②今期の会費集金について

ところ 1階集会室

